

予備試験

---

令和6年予備試験  
論文式試験分析会  
憲 法

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001212 248303

LL24830



## 憲法 問題

次の文章を読んで、後記の【設問】に答えなさい。

山懐に抱かれたA集落（人口約170人、世帯数約50戸）は、B市の字（あざ）の一つであり、何百年にもわたって集落の氏神を祀（まつ）るC神社を中心に生活が営まれてきた。A町内会は、A集落の住民が自治的に組織した任意団体であり、地方自治法第260条の2の「認可地縁団体」（資料参照）であって、現在の加入率は100パーセントである。A町内会規約はその目的に「会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、地域的な共同生活に資すること」を掲げ、この目的を達成するための事業として、①清掃、美化等の環境整備に関すること、②防災、防火に関すること、③住民相互の連絡、広報に関すること、④集会所の管理運営に関すること、⑤その他A町内会の目的を達成するために必要なこと、を挙げている。

A集落では地域の共同事業を住民自ら担ってきた。A町内会として、例えば、生活道路・下水道の清掃、ごみ収集所の管理、B市の「市報」等の配布、C神社の祭事挙行への協力などを行っている。町内会費は1世帯当たり年額8000円であり、町内会費からは、街路灯費やごみ収集所管理費などに加え、C神社祭事挙行費を支出している。祭事挙行費は1世帯当たり年額約1000円である。

C神社は宗教法人ではなく、氏子名簿もない。かつて火事で鳥居を除いて神社建物が失われたため、同所にA町内会が、御神体を安置した集会所を建設した。集会所入り口には「A町内会集会所」「C神社」と並列して表示されている。集会所は大きな一部屋から成る建物であり、平素から人々の交流や憩いの場となっている。C神社には神職が常駐しておらず、日々のお祀（まつ）りは集会所の管理と併せて、A町内会の役員が持ち回りで行っている。年2回行われるC神社の祭事では、近隣から派遣された宮司が祝詞をあげるなど、神道方式により神事が行われるほか、集落に伝えられてきた文化である伝統舞踊が、神事の一環として披露される。祭事の準備・執行・後始末などを担当しているのは、A町内会の会員である住民である。住民の中にはC神社の氏子としての意識が強い者もいれば弱い者もいるが、住民のほとんどはC神社の祭事をA集落の重要な年中行事と認識している。

D教の熱心な信者であるXは、旅行中にA集落の風景が大変気に入り、A集落内に定住することとした。Xは、生活道路・下水道の清掃、ごみ収集所の管理、B市の「市報」等の配布については、日常生活に不可欠であり、A集落に住む以上はA町内会に加入せざるを得ないと思っている。しかしC神社の祭事挙行のために町内会費が使われることは、金額の多寡にかかわらず、D教徒であるXとしては、到底認められない。そこで、町内会に加入するに当たり「(1)祭事挙行費を町内会の予算から支出する慣行をなくしてほしい、(2)もしそれが無理なら、祭事挙行費1世帯割合相当の1000円を差し引いた年額7000円のみを会費として納めたい。」とA町内会会長に相談を持ち掛けた。

A町内会総会ではXの提案に対する否定的意見が多く示された。会員Eは「A町内会は任意の私的団体なのだから、私たちが決めたやり方でいいはずだ。」と言い、会員Fは「祭事はA集落の重要な年中行事だ。集落を支えている町内会の会費から支出しなければ、集落に伝えられてきた伝統舞踊も続けられなくなる。」と発言した。また、氏子意識の強い会員Gは「私のような氏子にとっ

て、祭事は信仰に基づく大切な宗教的活動だ。祭事ができなくなると私の信教の自由はどうなるのか。」と述べた。さらに会員Hは「一括して一律に徴収するのが楽である。一人一人が都合を言い始めたら話が収まらない。」と意見を言うなど、種々様々であった。そこでA町内会会長は、知り合いの法律家に、憲法上の問題について意見を求めることにした。

**〔設問〕**

あなたが意見を求められた法律家であるとして、以下の(1)及び(2)について、必要に応じて判例に触れつつ、あなた自身の見解を述べなさい。

- (1) 祭事挙行費を町内会の予算から支出することの可否
- (2) 祭事挙行費を予算から支出し得るとして、町内会費8000円を一律に徴収することの可否

**【資料】地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄録）**

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

②③④⑤ （略）

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

（以下略）

**憲法 解答のポイント**

1 予備試験は4ページという紙幅の都合上、かなりコンパクトに法律論を論じることが求められているとともに、事案に適切にあてはめる能力が求められる。特に憲法答案においては、個別の事情の評価とあてはめが重要である。

**2 設問(1)**

A町内会が祭事挙行費を町内会の予算から支出することが可能か否かを問うている。すなわちA町内会による金銭支出行為の可否が問題となっている。問題文の事情からすれば、政教分離原則が問題となりそうであるが、A町内会が私的な自治組織であり、任意団体であることにかんがみれば、ただちに政教分離原則の適用を肯定することはできないので、公的存在であることを認定する必要がある。そのうえで、政教分離原則違反の有無を検討することになる。かわりあいが相当とされる限度を超えるか否かが究極の基準であるが、下位規範として、愛媛県玉串料訴訟(最大判平9.4.2/百選I[第7版][44])の目的効果基準を用いるか、空知太神社事件(最大判平22.1.20/百選I[第7版][47])の総合考慮基準を用いるかについて、議論の決着を見ない。コンパクトに論じるという点では総合考慮基準のほうが優れているが、本件では行為の特定が容易であり、当てはめがしやすいと考えたので、目的効果基準を採用した。総合考慮基準でも当てはめが充実していれば、構わないだろう。また、説得的な当てはめが行われていれば、結論がいずれであっても構わないと思われる。

**3 設問(2)**

A町内会による一律の会費徴収の可否が問題となっている。ここでは団体の構成員に対する権能と構成員の自律的意思決定の衝突が問題となっていることから、南九州税理士会事件(最判平8.3.19/百選I[第7版][36])を参考とした。ただし、同事件は、政治的献金に関する事案であって、構成員の投票選択の自由が問題となっている点や、法令上の強制加入団体が問題となっている点が本件とは異なっている。そこで、同判例に依拠するならば、宗教的行為への金銭支出についても構成員の自律的判断に委ねられるべきものであることや、A町内会が公的な色彩を持ち、実質的には加入が必須な団体であることなどを指摘し、同判例の射程が及ぶことを説得的に示す必要がある。また、同判例との距離を強調して逆の結論に持っていくことも可能であり、ここではあくまで説得的に判例との距離を論じることができればやはり結論がいずれであってもかまわないと思われる。

## 憲法 解答例

### 第1 設問(1)

1 認可地縁団体は規約に定める目的の範囲内において、権利義務を有している（地方自治法（以下「法」という。）260の2第1項）。認可地縁団体たるA町内会の権利義務の範囲に、祭事挙行費を町内会の予算から支出すること（以下、「本件支出行為」という。）が含まれず、本件支出行為が無効であるか、問題となる。

A町内会の規約は「会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、地域的な共同生活に資すること」を目的として掲げている。政教分離原則（20条1項後段、3項）に反する違法行為を行うことは同目的に反するものであり、無効である。

確かに、認可地縁団体は行政組織の一部ではない（法260の2第6項）し、A町内会はA集落の自治組織、私的な任意団体であって、公的存在ではなく、政教分離原則が適用されないようにも思われる。もっとも、A町内会は法に基づく認可といった公法上の規制を受けており、生活道路等の清掃など地域住民の共同生活に資する公益的活動を行っており、公的な性格が認められるから、政教分離原則の適用がある。

2 政教分離原則は信教の自由の制度的保障であって、国と宗教との完全分離を理想とするが、社会生活の各方面に不合理な事態を生ずるから、完全分離は不可能・不合理であって、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で国と宗教とのかかわり

あい我が国の文化的社会的諸条件に照らし相当とされる限度を超える場合、政教分離原則に反する。判断に当たり、行為に対する一般人の認識、行為者の意図・宗教的意識、当該行為の一般人に与える影響等諸般の事情を考慮し、行為の目的が宗教的意義を持ち、効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉等となるか否かを検討すべきである

3 C神社は宗教法人ではなく氏子名簿もない。常駐の神職はおらず、鳥居を除き神社建物がなく、集会所は人々の憩いの場所であり、C神社には宗教的側面が些か薄く、世俗的側面も認められる。

もっとも、集会所は大きな一部屋からなる建物で御神体が安置されており、鳥居が存在し、入り口にC神社と表示されている。祭事の際、神職による神事が行われるから、一般人はC神社が存在すると認識し、祭事はC神社の神道方式の祭事である以上、本件支出行為がC神社の祭事に対する援助であってC神社の神道という特定の宗教に対する関心を一般人に生じさせるという影響があり、本件支出行為が神道への援助であると認識されると考えられる。また、住民はC神社の祭事をA集落の重要な年中行事と認識し、集落の伝統舞踊の保存という非宗教的側面も認められるが、住民に氏子の意識があり、住民で構成されるA町内会としても祭事への支出は宗教的行為であると認識していることは否定しがたい。

4 したがって、行為の目的はC神社の祭事の援助という宗教的意義をもち、行為の効果はC神社の神道という特定の宗教への援助、助

長といえるから、相当とされる限度をこえるかかわりあいであって、政教分離原則に反する。よって、本件支出行為は違法なものであって、A町内会の目的の範囲を逸脱しており、本件支出行為を行うことはできない。

## 第2 小問(2)

- 1 A町内会はD教徒であるXからも他の会員と一律に町内会費8000円を徴収することができるか。
- 2 A町内会は、団体が持つ権能として、その目的の範囲内において、町内会員に対して町内会費の納付義務を負わせることができるかと解される。もっとも、A集落において、A町内会に加入しなければ日常生活に不可欠なインフラサービスの提供を受けられないことからすると、A町内会は、A集落の住民や住民となる者にとって、実質的に加入必須な団体である。
- 3 そうであるとすると、会社のような一般の私的団体と同様にその目的の範囲を広範に捉えることとすると、構成員の憲法上の権利を不当に侵害することとなりかねず、A町内会が会員に対して課すことのできる町内会費の納付義務の目的や範囲には限界があると解される。
- 4 本件で問題となっている町内会費のうち、1000円分はC神社における祭事挙行費分である。そして、同祭事については、伝統舞踊が神事の一環として行われ、住民のほとんどが地域の年中行事として世俗的なものと評価しているとしても、宗教施設としての色彩

が濃いC神社で、神道方式で行われるものであり、これに対する一般人の評価を考慮すると、宗教的行為であると解さざるを得ない。

- 5 そのような宗教的行為について費用を支出するかどうかについては、憲法上、信教の自由が保障され（憲法20条1項前段）、個人がいかなる宗教を信仰するかが各人の信条に委ねられており、外部的行為としての宗教的行為についても各人の自由であると解されていることからすると、いかなる宗教的行為についても金銭的負担を負うかについても会員各人の個人的な宗教的信条に基づいて自主的に決定すべき事柄といえる。さらに、A集落のような小規模の地域においても、憲法上居住・移転の自由が保障されていることからすれば、会員には様々な宗教的信条の者がいることも予定すべきものといえる。
- 6 以上からすれば、A町内会のような実質的に加入必須な団体において、特定の宗教的行為に支出する費用の負担を、当該宗教を信仰しない構成員に求めることは、当該構成員の信教の自由の保障を揺るがすものである。他面において、当該構成員に費用の支出を求められないからと言って、宗教的行為の運営に直ちに支障が出るというものでもない。そして、Xによる祭事挙行費の徴収拒否は、D教教徒としての真摯な理由に基づくものであり、このような理由に基づく徴収拒否を認めても、他の会員の会費徴収に具体的な支障が生ずるとも考え難い。よって、一律の町内会費の徴収は、A町内会の目的の範囲を逸脱し、無効な行為として許されない。以上

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LL24830